

令和8年9月24日

宗像市議会
議長 岡本 陽子 様

総務常任委員会
委員長 新留 久味子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第44号議案 工事委託契約の締結について

日の里地区複合施設を整備するため、工事委託契約を締結するに当たり、宗像市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 業務名
日の里地区複合施設整備工事委託
- 2 委託契約額
9億8,096万612円
(うち消費税及び地方消費税相当額8,917万8,237円)
- 3 契約の相手方
熊本県熊本市東区上南部2丁目2番2号
株式会社ゆめマート熊本
代表取締役 山野 正道
- 4 履行期間
議決した旨を通知した日の翌日から令和9年12月27日まで
- 5 契約方法
随意契約(競争入札不適)
- 6 その他
 - (1) 株式会社ゆめマート熊本及び社会医療法人水光会共同企業体が実施する日の里地区複合施設の整備に合わせ、官民連携により同施設の一部に市が所有する宗像市コミュニティ・センター日の里会館を整備するに当たり、その設計、施工及び施工監理を一括して委託するものである。当該複合施設は鉄骨造の3階建てで、1階は商業施設、2階は医療施設となり、3階部分に宗像市コミュニティ・センター日の里会館を整備する予定である。
 - (2) 市は、対象土地の面積約4,000平方メートルのおよそ2分の1の共有持分を有しており、その地上に整備する当該建物についても施設の延べ面積約4,000平方メートルのおよそ2分の1を区分所有する。

- (3) 総事業費は、先行して購入した土地の購入費約1億1,000万円と今回の工事費を合わせた約11億円を見込んでいる。財源は、国の都市構造再編支援集中交付金が約5億5,000万円、地方債（公共事業等債）が約5億円、市の一般財源が約5,000万円となる予定である。
- (4) 駐車場は、新たに75台分を整備し、既存の駐車場約25台と合わせて複合施設全体で約100台分を確保する予定であるが、詳細については共同企業体や日の里地区コミュニティ運営協議会等と調整しながら決定する。また、工事に際しては、事業者と十分に打ち合わせを行い、安全管理を徹底する。
- (5) 現在の宗像市コミュニティ・センター日の里会館は移転後に廃止し、土地及び建物を売却する予定である。

【意見】

(賛成意見)

- ・日の里地区複合施設が日の里地区の新しい顔として近隣自治体からも集客できる施設となるよう、市においても広報等を通じて支援してほしい。
- ・当該複合施設に商業施設と医療施設が整備されることは市にとってもよいことである。さらに宗像市コミュニティ・センター日の里会館が併設されることにより、市民にとって一層利用しやすい施設になるとともに、市民協働の価値も高まっていくことを期待する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

請願第1号 「核兵器禁止条約への当面オブザーバー参加・ゆくゆくは参加・批准を求める」意見書を採択し政府及び国会に送付することを求める請願

【請願者】

宗像市土穴1丁目15番20号

むなかた九条の会共同代表 谷本 純一 氏

宗像市日の里8丁目14番21号

原発なくそう！九州玄海訴訟地域原告団しこふむ会代表 岡本 良治 氏

宗像市徳重1丁目11番22号

新日本婦人の会宗像支部長 鐘井 秀子 氏

宗像市三倉22番地16

全日本年金者組合宗像支部長 黒原 寅実 氏

宗像市東郷1丁目6番1号

福岡県退職教職員協議会宗像支部長 花田 浩明 氏

宗像市栄町12番19号

宗像市から政治をかえる会共同代表 武内 正夫 氏

宗像市から政治をかえる会共同代表 唐崎 裕治 氏

宗像市赤間文教町1番1号

福岡教育大学教職員組合執行委員長 鈴木 浩文 氏

宗像市朝野88番地

福岡市被爆者の会 蓮本 美代子 氏

宗像市稲元3丁目6番1号

宗像・福津・古賀民主商工会会長 植木 隆信 氏

【請願の趣旨】

「核兵器禁止条約への当面オブザーバー参加・ゆくゆくは参加・批准を求める」意見書を宗像市議会で採択し、採択された意見書を内閣総理大臣及び外務大臣・衆議院議長・参議院議長宛に送付することを求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 請願者の意見陳述では、核兵器禁止条約に100か国が署名し、75か国が批准したことや、本市議会が令和8年7月に「非核三原則の堅持を求める意見書」を採択して国に提出したことなどを踏まえ、改めて本請願に至った経緯が述べられた。
- 2 紹介議員からは、当該請願が今回で5回目となることや、今回の請願においては今までとは異なり、まずはオブザーバー参加を経て条約への参加・批准を求める旨が追加されたことが説明された。
- 3 本請願には提出を求める意見書の案が添付されていないため、請願者が望む意見書の内容について確認を行った。その結果、意見書の内容に日米安保の見直しやアメリカ軍撤退の可能性に備えた国防の議論については盛り込まないことや、オブザーバー参加だけにとどめるのではなく、将来的な核兵器禁止条約への参加・批准までを求めることなどが明らかになった。

【意見】

(賛成意見)

・オブザーバー参加により、まずは国際的議論に加わることを求めるという手順は評価ができる。核兵器禁止条約への批准を求めることは被爆者の思いに叶えるものであり、日本がその議論に関与することは被爆国としての責任である。

・今回の請願は、直ちに批准を求めるのではないということに大きな意味があると考え。唯一の戦争被爆国として核兵器のない世界の実現に向けた役割を果たすため、まずはオブザーバーとして核兵器禁止条約についての議論を重ね、ゆくゆくは参加・批准を目指していくことを求めることに賛成する。

(反対意見)

・世界平和を願う気持ちは請願者と同様であるが、日本が核保有国に囲まれている現状と国民の安全を守る観点に立てば、日米安保条約をはじめとする極東の安全保障の枠組みを崩してはならないと考える。

・核兵器の廃絶が人類の悲願であること等も十分に理解しているが、日本の核兵器禁止条約への参加・批准は憲法改正を含めた現実的な安全保障の必要性和対をなす必要があると考える。参加・批准のアクションと同等もしくはそれ以上に、日本の国民と領土を守るための安全保障体制に関する国防議論を行うことが重要である。

【審査結果】

委員会は、賛成少数で不採択とした。